

第 4 章 悪 臭

第 1 節 悪臭の現況

悪臭は人の感覚に直接訴えるものであるだけに古くから住民の生活環境をそこなうものとして問題にされてきたが、特に近年市街地の拡大当から住民が悪臭発生施設に接近することとなり、更に住民の公害意識の高揚などもあって悪臭苦情は増加の傾向をたどっている。

しかし、悪臭の原因となる物質の数は多くかつ複雑であり、また悪臭物質の濃度と被害の度合いの関係も十分解明されていないこと、更に悪臭物質の排出防止技術の開発が遅れていること等もあって、悪臭防止対策は他の公害より困難な面が多いのが現状である。

本県の悪臭苦情は、昭和 48 年度は全公害苦情 330 件のうち 33% にあたる 109 件と第 1 位を占め、悪臭発生源としては 8 割以上が畜産関係の施設で、このほか化製場、魚粉製造所、し尿処理場、ごみ処理場、食品加工場、ルプ工場等があげられる。

悪 臭 の 測 定

県では、昭和 48 年に広域に悪臭を排出するパルプ工場、畜産団地のほか苦情の多い事業場について悪臭物質の測定を行うとともに、市町村の依頼により工場、事業場の測定を実施した。

分析結果は、総体的に悪臭物質の濃度は低く、これは昭和 48 年の夏期の異常乾燥の影響によるものと思えられるが、各事業場別の測定結果の概要は表 36 のとおりである。

表 36 事業場別悪臭物質測定結果

事業場 測定値 (ppm)	クラフトパルプ工場		畜産	養	養	育	へい	し尿	
	敷地境界線 (5地点)	工場周辺 (13地点)	(3団地11地点) 産団地	(21事業場22地点) 豚場	(11事業場12地点) 鶏場	(6事業場6地点) 牛場	(3施設、6地点) 獣処理場等	(5施設、9地点) 処理場、焼却場	
アンモニア	最高	087	17	241	26	152	103	087	10
	最低	—	15	014	009	009	026	017	010
	平均値	—	16	091	056	066	068	036	033

メカプタン	最 高	00060	01938	00021	00015	00027	00014	00033	00033
	最 低	00008	00020	00002	00004	00009	—	00009	00013
	平均値	00021	00249	00011	00011	00016	—	00022	00019
硫化水素	最 高	00070	00580	00015	00060	00015	00006	00140	01560
	最 低	00020	00001	00001	00001	00005	—	00008	00003
	平均値	00034	00127	00007	00012	00008	—	00061	00342
硫化メチル	最 高	00150	01620	00030	00050	00006	—	00140	00150
	最 低	00150	00010	00002	00005	00002	—	00005	00003
	平均値	00150	00230	00009	00009	00003	—	00045	00064
トリメチルアミン	最 高	00080	00160	00150	00050	00010	—	00080	00110
	最 低	—	00110	00001	00008	—	—	00002	00005
	平均値	—	00135	00028	00027	—	—	00048	00057

- 備考 1 パルプ工場測定では、敷地境界線よりも工場周辺（特に夜間から早朝における工場北西側）が濃度が高いが、これは気象条件（風向、逆転層等）により悪臭物質の着地濃度が最大となる地点が、敷地境界線外になるものと考えられる。
- 2 畜産団地測定では、敷地が広く高濃度の地点の選定が困難であったが、測定結果は異常乾燥のためか意外と低く、規制基準のゆるい数値（臭気強度35）を上回るものはなかった。しかしながら、昨年との測定値よりも低く、また、8月より11月の測定値が高いことなどから、上表の数値だけで畜産団地の悪臭の実態とすることはできない。
- 3 畜舎のうち、規制地域内にあるものは10事業場（養豚場7、養鶏場3）で、基準を上回ったのは養豚場のアンモニア、トリメチルアン（米子市）、硫化水素（鳥取市）、養鶏場のメチルメカプタン（米子市）の3事業場であった。
- 4 へい獣処理場等とは、化製場、羽毛処理場、魚粉処理場であるが、昨年との測定結果よりはるかに低く、これも異常乾燥によるものと考えられる。
- 5 し尿処理場、廃却場測定ではいずれも規制地域外にあるが、測定最高値は各物質ともきびしい基準（臭気強度25）を上回っており今後設置にあたっては、立地条件をじゅうぶん留意する必要がある。

第 2 節 悪臭防止対策

1. 法令による規制

昭和 47 年 5 月 31 日悪臭防止法の施行により、県では規制地域の指定と規制基準の設定を行うに当たっての基本的な考え方について鳥取県公害対策審議会に諮問し、昭和 48 年 5 月 25 日答申を得たので、これにそって市町村と協議を行い、第 1 次指定（昭和 48 年 10 月 12 日）として 4 市 9 町 1 村、第 2 次指定（昭和 49 年 7 月 2 日）として 5 町計 4 市 14 町 1 村について規制を行ったがその概要は表 37 のとおりである。

表 37 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定状況

(1) 一次指定（昭和 48 年 10 月 12 日 鳥取県告示第 767 号）

区分 市町村名	規制地域の概要	規制基準
鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法に基づく市街化区域 ○市街化区域に相当する地域（吉岡温泉地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域の住居、商業地域 A 区域（臭気強度 2.5） （但し賀露町は住居地域であるが固有の悪臭が認められるので C 区域（臭気強度 3.5）） ○用途地域の準工業、工業、工業専用地域 C 区域（臭気強度 3.5） ○主として住居、商業を中心とした地域 A 区域（臭気強度 2.5）
倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に相当する地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 A 区域（臭気強度 2.5） ○用途地域の準工業、工業、工業専用地域 C 区域（臭気強度 3.5）
米子市	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法に基づく市街化区域 	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域の住居、商業地域 A 区域（臭気強度 2.5） ○用途地域の準工業、工業、工業専用地域 C 区域（臭気強度 3.5）

境港市	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法に基づく市街化区域 ○市街化区域に接する部分の一部（高松町） ○現に悪臭発生が認められる地域（渡町の2地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ○全域固有の悪臭が認められる地域 C区域（臭気強度3.5）
国府町	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法に基づく市街化区域 	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域の住居、商業地域 A区域（臭気強度2.5） ○用途地域の工業地域 C区域（臭気強度3.5）
郡家町	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画地域内の住居が集合している部落全域 	<ul style="list-style-type: none"> ○固有の悪臭が認められる地域 C区域（臭気強度3.5）
青谷町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に準ずる地域（駅前周辺の住居が集合する地域） 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 A区域（臭気強度2.5）
鹿野町	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画地域内の鹿野、今市地区 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 B区域（臭気強度3.0）
東郷町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に準ずる地域（松崎温泉地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 A区域（臭気強度2.5） ○同地区で住宅化の予定のある地域 B区域（臭気強度3.0）
三朝町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に準ずる地域（三朝温泉地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 B区域（臭気強度3.0）
羽合町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に準ずる地域（上浅津温泉地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 B区域（臭気強度3.0）
赤碕町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に準ずる地域（駅前周辺から東へ別所までの地域一帯） 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として住居、商業を中心とした地域 B区域（臭気強度3.0）

淀江町	<ul style="list-style-type: none"> ○住居が集合している全部落周辺100mの範囲 ○現に悪臭発生が認められる地域（白浜浄化場周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として農業漁業のために供される地域 C区域（臭気強度35） ○その他地域の悪臭発生源周辺地域 C区域（臭気強度35）
日吉津村	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法に基づく市街化区域 <p>市街化区域に接する部分の一部（日本パルプ北側の新田部落の一部）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域の住居、商業地域 A区域（臭気強度25） ○用途地域の工業地域 C区域（臭気強度30） <p>（但し新田部落は現在住居があり悪臭公害が認められるので</p> <p>A区域（臭気強度25）</p> <p>その他地域の悪臭発生源周辺地域 A区域（臭気強度25）</p>

(2) 二次指定（昭和49年7月2日 鳥取県告示第571号）

区分 市町村名	規制地域の概要	規制基準
八東町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に準ずる地域（安井宿、才材、岩湊、東の一部、富枝、北山、南の一部） ○現に悪臭発生が認められる地域（下徳丸、下用呂） 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として農業の用に供される地域 C区域（臭気強度35） <p>その他地域の悪臭発生源周辺地域 C区域（臭気強度35）</p>
気高町	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に相当する地域（浜村、勝見地区、宝木地区） ○市街化区域に準ずる地域（矢口地区、水尻地区） ○学校周辺地域（気高中学校周辺） ○上記以外の住居が集合する地域 	<ul style="list-style-type: none"> 主として住居、商業を中心とした地域 A区域（臭気強度25） <p>近く市街化が予定されている地域 A区域（臭気強度25）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○その他地域の学校周辺地域 A区域（臭気強度25） ○その他地域の主として農業の用に供される地域 C区域（臭気強度35）

関金町	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域に準ずる地域（関金温泉地区、金谷地区、大鳥居の一部） 	<ul style="list-style-type: none"> 主として住居、商業を中心とした地域 B区域（臭気強度30）
東伯町	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域に相当する地域（浦安、徳万、保の一部） 市街化区域に準ずる地域（八橋、逢束、丸尾地区、浦安、保の一部） 学校周辺地域（八橋小学校周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> 主として住居、商業を中心とした地域 A区域（臭気強度25） 〃 B区域（臭気強度30） その他地域の学校周辺地域 B区域（臭気強度30）
名和町	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域に準ずる地域（御来屋、土坪、小谷、倉谷、水科、真子川等） 	<ul style="list-style-type: none"> 主として住居、商業を中心とした地域 B区域（臭気強度30）

(註) 区域と規制基準

区域	悪臭物質 臭気強度 (ppm)	規制基準				
		アンモニア	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチル アミン
A 区域	25	1	0.002	0.02	0.01	0.005
B 区域	30	2	0.004	0.06	0.05	0.02
C 区域	35	5	0.01	0.2	0.2	0.07

第5章 そのほかの環境汚染物質

第1節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）では、土壌汚染の原因となる物質として、人の健康上問題があるものとしてカドミウムを、農作物等生育上問題があるものとして銅が指定されている。

カドミウムについては玄米中の含有量1ppm以上、銅については土壌中の含有量が125ppm以上のものをそれぞれ被害があるとされている。

休廃止鉱山のなかで、現在まで鉱害として問題になったものは、岩美町荒金の岩美鉱山、鳥取市百谷の百谷鉱山である。

岩美鉱山： 明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約200ヘクタールに被害をおよぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドミウムの人為的汚染（カドミウム0.4ppm以上）が認められたが、食品衛生法では食品として取り扱われないカドミウム1ppm以上の玄米は認められなかった。また、土壌については米の収量に影響があると判断される125ppm以上の銅を含有していた土壌が90地点中24地点あった。県では鉱害対策として昭和47、48年度に事業費36,438千円で鉱水処理施設、搬物堆積場の設置および整備を行なった。

また、鉱さい土砂の流出防止のための荒廃砂防事業として建設省の補助をうけて昭和47年度に、事業費30,000千円をもって砂防ダム嵩上工事（嵩上2メートル、延長96メートル）を実施した。

百谷鉱山： 開坑の歴史は古い鉱山で、昭和47～48年度に下流20ヘクタールに実施した調査では、玄米26検体のうち、人為的汚染（カドミウム0.4ppm以上）の認められたものが2検体あった。土壌では銅125ppm以上のものが23地点のうち7地点認められた。

鉱害対策として百谷鉱業協会は、昭和48年に銅の高汚染地域11ヘクタールの客土事業と坑口の完全閉鎖、農業用水路の新設等を行なった。

表3 8 休廃止鉱山下流の玄米、土壌のカドミウム、銅の調査結果

地区別	調査対象面積	休廃止鉱山	玄米					土壌				調査年度		
			調査検体数	カドミウム			10ppm以上の検体数	10~0.4ppmの検体数	調査検体数	銅				
				最高	最低	平均				最高	最低		平均	125ppm以上の検体数
岩美町小田地区	200	岩美鉱山	88	ppm 089	ppm ~005	ppm 029	0	22	90	ppm 513	ppm ~67	ppm 97	24	46・47
鳥取市百谷稲築山地区	20	百谷鉱山	26	ppm 054	ppm ~001	ppm 017	0	2	23	ppm 827	ppm ~55	ppm 182	7	47・48

また、昭和48年度農用地の土壌汚染概況調査として県下の水田32地点について実施した調査では、玄米ではいずれも人為的汚染（カドミウム0.4ppm以上）以下のカドミウム最高0.39ppm、最低0.05ppmであった。土壌では岩美町小田地区で銅339ppmと銅125ppm以上のものが1地点認められたが、鉱山の影響のない地点29地点については最高20.1ppm、最低0.2ppm、平均5.0ppmが認められた。

表3 9 鳥取県下の玄米、土壌のカドミウム、銅の調査結果

地区名	調査検体数	玄米					土壌			
		カドミウム			10ppm以上の検体数	10~0.4ppmの検体数	銅			
		最高	最低	平均			最高	最低	平均	125ppm以上の検体数
岩美町小田地区	2	ppm 025	ppm ~011	ppm 018	0	0	ppm 339	ppm ~93	ppm 216	1
鳥取市百谷地区	1	013	013	0	0	85	85	0	0	
その他(鳥取市、倉吉市、米子市他21町)	29	039	~005	011	0	0	201	~02	50	0

その他通商産業省の委託事業で昭和48年度に8鉱山（丹比、倉吉、関金、穴嶋、高城、久連、日野上、大江山鉱山）について坑廃水、利水点の水質調査、坑口の危険性の有無、たい積物のたい積状態等について調査を行った。

その結果

(1) 坑廃水、利水点の水質について

水質については高城鉱山のPHが低いが、重金属については利水点では検

出されておらず問題はない。

(2) 坑口の危険性の有無について

調査した 8 鉱山には開口している坑口があるが安易に近づくことができないものが多い。しかし高城鉱山は高城山がキャンプ地となっており、久連鉱山は坑口が道路から 2～3 m しかはなれていないので坑口に人が入る危険があるといえる。

(3) たい積物について

たい積物については、当面崩壊の危険はない。

第 2 節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、県内の主要な河川、海域、港湾の 7 水域 4 6 地点についての水質、底質調査及び農用地 1 0 地点についての土壌調査とその土壌に育生する農作物等の調査並びに 5 水域で漁獲された魚介藻類 2 5 4 検体についての調査を実施したが 結果は表 4 0 のとおりである。

1 水質調査結果

7 水域 4 6 地点の水質について、総水銀、アルキル水銀、カドウム、鉛、ひ素、総クロム、6 価クロムの分析を行ったが いずれも検出されなかった。

2 底質調査結果

7 水域 4 6 地点の底質について、総水銀、アルキル水銀、カドミウム、ひ素、鉛、総クロム、総 BHC の分析を行ったが 検出された数値については総水銀以外は基準等がないので汚染度の評価は難しいが自然界の含有量、他府県の分析データと比較して決して高い数値ではない。

総水銀は 4 6 地点のすべての底質から検出されているが最高 0.64 ppm (中海の米子湾周辺)、最低 0.01 ppm (美保湾沖) で、「水銀を含む底質の暫定除去基準」の 2.5 ppm と比して問題とならず、また 9 地点の底質について溶出試験を行ったが水銀の溶出は認められなかった。

3 土壌調査結果

水田 4 地点、畑地 2 地点、樹園地 2 地点、山林原野 2 地点計 1 0 地点の土壌について、総水銀、アルキル水銀、カドウム、鉛、ひ素、銅、亜鉛、総 BHC

の分析を行ったが、検出された数値については基準値等がないため汚染度の評価は難しいが他府県の分析結果と比して特に汚染された地域は認められない。

4 農作物等調査結果

前記土壌調査地域に生育した水稻4、きゅうり、さといも かき、なし、牧草、杉苗各1計10検体について総水銀、アルキル水銀、カドウム、鉛、ひ素、総BHCの分析を行ったが、基準は玄米のカドミウム(10ppm)、なしのひ素(35ppm)、なしの鉛(35ppm)、きゅうりのひ素(10ppm)、きゅうりの鉛(10ppm)、きゅうりのBHC(0.2ppm)のみで、分析値はいずれも基準値を下回っている。

5 魚介藻類調査結果

上記1、2の水質、底質調査を行った7水域46地点のうち、5水域40地点で採取した魚介類16魚種170検体について総水銀、カドウム、ひ素、鉛、総クロム、総BHCの分析を、プランクトン3検体、内水面産藻類2検体については総水銀、メチル水銀、カドウムの分析を行った。検出された数値については魚介類の総水銀のみ暫定的規制値(0.4ppm)があり他の重金属についての汚染度の評価はできないが、総水銀の含有量は最高平均値が東郷池のナマズの0.248ppmで、他ははるかに規制値を下回っている。

これとは別に、食品として水揚げされた県内産、県外産魚介類79検体について総水銀の分析を行ったがいずれも暫定的規制値を下回っている。

表40 昭和48年度水銀汚染調査結果

1 水質調査

(単位:ppm)

水域名		調査地点数	総水銀	アルキル水銀	カドミウム	ひ素	鉛	総クロム	6価クロム	備考
河川	千代川	5	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
	日野川	5	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
海域	美保湾	10	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	中海	10	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	東郷池	10	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
港湾	境港	3	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	賀露港	3	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

2 底質調査

(単位 ppm)

水域名	調査地点数	検出値	総水銀	アルキル水銀	カドミウム	ヒ素	鉛	総クロム	総BHC	備考	
河	千代川	5	最高値	024	検出せず	051	18	46	62	0019	
		最低値	0088	〃	001以下	37	45	17	検出せず		
		平均値	0132	〃	032	986	285	424	0008		
川	日野川	5	最高値	012	〃	061	90	26	92	0007	
		最低値	0005	〃	0063	13	21	15以下	検出せず		
		平均値	003	〃	0184	318	836	358以下	00014		
海域	美保湾	10	最高値	0026	〃	0090	83	15	43	検出せず	
		最低値	0001	〃	001以下	16	38	18	〃		
		平均値	0009	〃	006以下	515	816	259	〃		
	中海	10	最高値	064	〃	088	13	83	103	0125	
		最低値	0011	〃	001以下	24	27	15	検出せず		
		平均値	0147	〃	023以下	625	2134	359	0016		
東郷池	10	最高値	046	〃	060	12	35	46	0048		
	最低値	0058	〃	010	45	7	15以下	0002			
	平均値	0149	〃	024	838	1922	304以下	0011			
港	境港	3	最高値	0021	〃	0064	56	64	19	検出せず	
		最低値	0009	〃	0040	48	38	15以下	〃		
		平均値	0013	〃	0049	506	555	163以下	〃		
湾	賀露港	3	最高値	018	〃	040	16	70	54	0013	
		最低値	0004	〃	001以下	134	39	21	検出せず		
		平均値	0111	〃	024以下	148	369	406	0005		

3 土 壤 調 査

(単位 ppm)

調査地域	総水銀	アルキ ル水銀	カドミ ウム	鉛	ひ 素	銅	亜 鉛	総 B H C	備考
水	鳥取市	0.3	検出せず	0.30	491	46	37	60	0032
	北条町	0.18	〃	0.27	495	11.0	23	57	0355
	米子市	0.27	〃	0.25	260	110	17	45	0021
田	日野町	0.16	〃	0.20	230	31	10	60	0003
	(平均値)	0.23	—	0.25	369	74	22	56	0103
畑	鳥取市	0.08	検出せず	0.18	128	111	25	255	0001
	名和町	0.09	〃	0.16	343	155	01	18	0002
	(平均値)	0.085	—	0.17	235	13.3	13	136	00015
樹 園 地	河原町	0.11	〃	0.18	289	90	05	83	検出せず
	東郷町	0.36	〃	0.30	989	336	986	191	0151
	(平均値)	0.235	—	0.24	639	213	495	137	0076
山 林 原 野	赤碕町	0.19	検出せず	0.12	301	134	01	23	0005
	大栄町	0.08	〃	0.11	313	113	03	27	1188
	(平均値)	0.135	—	0.115	307	123.5	02	25	594

4 農作物等調査

(単位 ppm)

調査地域	対 象	総水銀	アルキ ル水銀	カドミ ウム	鉛	ひ 素	総 B H C	備考
水	鳥取市	玄 米	検出せず	検出せず	0.09	0.12	0.16	0.002
	北条町	〃	〃	〃	0.06	0.12	0.17	0.002
	米子市	〃	〃	〃	0.06	0.13	0.19	0.002
稲	日野町	〃	〃	〃	0.04	0.11	0.13	0.001
	(平均値)		—	—	0.06	0.12	0.16	0.001
野 菜	鳥取市	きゅうり	検出せず	検出せず	0.03	0.20	0.004	0.007
	名和町	さといも	〃	〃	0.03	0.10	0.004	0.002
	平均値		—	—	0.03	0.15	0.004	0.004

果 物	河原町	かき	検出せず	検出せず	001	005	0004	検出せず	
	東郷町	なし	〃	〃	001	015	0004	〃	
	平均値		—	—	001	010	0004	—	
そ の 他	赤碕町	牧草	検出せず	検出せず	009	080	0004	0002	
	大栄町	杉苗	〃	〃	012	065	0028	検出不能	
	平均値		—	—	0115	071	0016	—	

5-1 魚介藻類調査

(単位: ppm)

水域名	魚種	検体数	検出値	総水銀	アルキル水銀	カドミウム	ヒ素	鉛	総クロム	総BHC	備考
美 保 湾	マアジ	10	最高値	004	—	検出せず	12	検出せず	検出せず	001	
			最低値	001	—	〃	検出せず	〃	〃	検出せず	
			平均値	0023	—	〃	067	〃	〃	0001	
	カタクチイワシ	10	最高値	検出せず	—	003	29	〃	009	検出せず	
			最低値	〃	—	001	16	〃	検出せず	〃	
			平均値	〃	—	0021	237	〃	0023	〃	
	ンロギス	10	最高値	001	—	検出せず	12	〃	006	〃	
			最低値	検出せず	—	〃	05	〃	検出せず	〃	
			平均値	0005	—	〃	078	〃	0006	〃	
メイタガレイ	10	最高値	003	—	001	60	007	検出せず	〃		
		最低値	検出せず	—	検出せず	40	検出せず	〃	〃		
		平均値	0019	—	0001	500	0007	〃	〃		
マダイ	10	最高値	019	—	検出せず	33	007	〃	〃		
		最低値	009	—	〃	18	検出せず	〃	〃		
		平均値	0135	—	〃	233	0007	〃	〃		
ブフンクトン	1	最高値									
		最低値									
		平均値	検出せず	検出せず	053	—	—	—	—		
中 海	ヨシエビ	10	最高値	〃	—	001	07	005	検出せず	002	
			最低値	〃	—	検出せず	検出せず	検出せず	〃	検出せず	
			平均値	〃	—	0001	025	0005		0004	

中 海	ボフ	10	最高値	002	-	検出 せず	07	検出 せず	検出 せず	009
			最低値	検出 せず	-	〃	検出 せず	〃	〃	004
			平均値	0003	-	〃	011	〃	〃	0073
	コノノ	10	最高値	001		001	06	011	〃	009
			最低値	検出 せず	-	検出 せず	検出 せず	検出 せず	〃	007
			平均値	0002	-	0002	018	0017	〃	0080
	スズキ	10	最高値	006	-	検出 せず	05	検出 せず	〃	001
			最低値	003	-	〃	検出 せず	〃	〃	検出 せず
			平均値	0048	-	〃	025	〃	〃	0003
	サヨノ	10	最高値	004	-	001	05	〃	〃	検出 せず
			最低値	002	-	検出 せず	03	〃	〃	〃
			平均値	0030	-	0001	039	〃	〃	〃
	フランク トノ	1	最高値		-				〃	
			最低値		-					
			平均値	検出 せず	検出 せず	016	-	-		-
東 郷 池	コイ	10	最高値	006	-	検出 せず	検出 せず	011	検出 せず	004
			最低値	002	-	〃	〃	検出 せず	〃	検出 せず
			平均値	0048	-	〃	〃	0016	〃	0016
	マブナ	10	最高値	011	-	〃	〃	検出 せず	〃	002
			最低値	004	-	〃	〃	〃	〃	001
			平均値	0062		〃	〃	〃	〃	0014
	ボフ	10	最高値	002	-	〃	05	〃	〃	015
			最低値	検出 せず	-	〃	検出 せず	〃	〃	006
			平均値	0013	-	〃	023	〃	〃	0111
	ナマズ	10	最高値	038	-	002	04	005	〃	026
			最低値	015	-	検出 せず	検出 せず	検出 せず	〃	005
			平均値	0248	-	0004	008	0005	〃	0126
	フランク ト	1	最高値							
			最低値							
			平均値	検出 せず	検出 せず	013	-	-	-	-

千代川	アユ	5	最高値	004	-	検出せず	02	009	検出せず	003
			最低値	003	-	〃	検出せず	検出せず	〃	001
			平均値	0036	-	〃	016	0056	〃	0018
	ウグイ	5	最高値	027		002	検出せず	検出せず	〃	003
			最低値	017	-	検出せず	〃	〃	〃	検出せず
			平均値	0226	-	0012	〃	〃	〃	0010
	オイカワ	5	最高値	031	-	002	02	007	〃	検出せず
			最低値	010	-	検出せず	検出せず	検出せず	〃	〃
			平均値	0190	-	0010	008	0014	〃	〃
	ヤンクモ	1	最高値							
			最低値							
			平均値	検出せず	検出せず	024	-	-	-	-
日野川	アユ	5	最高値	008	-	003	02	010	検出せず	検出せず
			最低値	004	-	001	検出せず	検出せず	〃	〃
			平均値	0062	-	0020	004	0048	〃	〃
	ウグイ	5	最高値	023	-	002	検出せず	検出せず	〃	〃
			最低値	015	-	検出せず	〃	〃	〃	〃
			平均値	0190	-	0010	〃	〃	〃	〃
	オイカワ	5	最高値	024	-	003	〃	006	〃	〃
			最低値	008	-	001	〃	検出せず	〃	〃
			平均値	0164	-	0018	〃	0022	〃	〃
	ヤンクモ	1	最高値							
			最低値							
			平均値	検出せず	検出せず	017	-	-	-	-

5-2 魚介類調査

	暫定的規制値 (ppm)	総水銀含有適否		
		検査実施件数	適	不適
県内水揚魚介類	04	33	33	0
県外 〃		46	46	0
合計		79	79	0

第3節 PCBの汚染状況

昭和47年度の調査の結果、県内にはPCBを直接取扱った工場がないため濃厚に汚染された地域は認められなかったが、汚染の推移を知るため故紙再生工場排水、河川の底質、廃却物の残灰等の環境汚染調査19件、環境汚染の影響を知るための魚介類調査40件及び暫定規制値の設けられた食品等汚染調査114件を実施したが結果は表41のとおりである。

1 環境汚染調査結果

前年0.09ppmのPCBが検出された故紙再生工場排水について、今回はPCBは検出されなかった。

日置川、河内川、新袋川の底質のPCBは、前年の最高3.9ppmが5.8ppmと少なくなっており、検出されたPCBは新たに工場からの排出によるものでなく、過去に流出したものがパルプ残滓とともに底質に固着しているものと考えられる。

土壌については0.56～1.6ppmのPCBが検出されているが、国が示した当面詳細調査を要する農用地のPCB含有量1.0ppmと比較して極めて低い数値である。

廃却物の残灰からは0.67ppmが検出されているがこれは過去にPCBが使用された物体の廃却に起因するものと考えられる。

2 魚介類汚染調査

県内の6水域で捕獲した魚介類40検体のうち37検体からPCBが検出されているが、最高値は中海のボフの0.9ppmでいずれも魚介類の暫定的規制値3.0ppmを大きく下回っていた。

3 食品等汚染調査

食品、容器包装114検体について分析を行ったがいずれも暫定規制値を下回っていた。

表 4 1 昭和 4 8 年度 PCB 汚染状況調査結果

1 環境汚染調査

区分	調査地点	検体数	PCB検出値(ppm)	備考
水質	故紙再生工場排水	3	ND	青谷丸為製紙
底質	日置川	6	ND~1.3	青谷丸為製紙
	河内川	4	4.3~5.8	前田製紙
	新袋川	1	0.33	二洋製紙
土壌	日置川流域	1	0.56	農用地
	河内川流域	1	1.6	農用地
残灰	焼却物	3	ND~0.67	鳥取、倉吉

(註) NDは検出せずの略

2 魚介類汚染調査

漁獲水域	分析件数	PCB検出件数	PCB不検出件数	PCB検出値(ppm)
中海	5	5	0	0.9~0.1
美保湾	11	11	0	0.3~0.03
東郷池	4	4	0	0.02~0.005
泊地先	5	4	1	0.02~0.03
赤碓地先	13	11	2	0.05~0.008
湖山池	2	2	0	0.02~0.02

3 食品等汚染調査

		暫定的規制値 (ppm)	検査実施件数	適	不適
魚介類	内海内湾産魚介類	3.0	61	61	0
	遠洋沖合魚介類	0.5	24	24	0
牛乳		0.1	9	9	0
乳製品		1.0	4	4	0
肉類		0.5	3	3	0
卵類		0.2	3	3	0
育児用粉乳		0.2	4	4	0
容器包装		5.0	6	6	0
合計			114	114	0

第6章 廃棄物

第1節 一般廃棄物

市町村の一般廃棄物処理について当県では、従前から国の定める廃棄物処理施設長期整備計画（第1次 昭38～昭42、第2次 昭42～昭46、第3次 昭47～昭50）ののっとり昭和50年までにし尿処理率98%、ごみ処理率96%を目途として事業を推進しており、施設の規模は概ね達成される見込みである。

しかるに近時、社会経済情勢の変革、生活水準の向上及び変化、あるいは処理技術の開発進歩また処理に伴う環境保全の問題等から、計画の見直し修正は必至であり、今後これらの諸要因を充分配慮して処理事業計画を推進することにする。

市町村が処理している一般廃棄物は、主としてし尿および家庭等における日常生活から排出されるごみなどで、これらの収集の範囲である市町村の処理区域の状況は表42のとおりである。

表42 市町村の処理区域の面積、世帯数および人口の推移

区 分		44年度	45年度	46年度	47年度	48年度
面 積 km ²	処理を要する市町村の面積	271347	271347	349170	349170	349170
	市町村の処理区域	21446	21446	251388	294202	34725
	市町村の処理区域の占める割合 (%)	79	79	720	843	995
世 帯 数	全 県	134736	138708	153639	157608	158995
	市町村の処理区域	79479	83539	140422	152460	158867
	市町村の処理区域の占める割合 (%)	590	603	914	967	999
人 口	全 県	514590	516983	571639	573309	582723
	市町村の処理区域	279716	278566	527672	552167	582054
	市町村の処理区域の占める割合 (%)	543	539	923	963	999
	(全 国 %)	785	819	900	900	—
	市町村の処理区域外の処理人口	86935	137532	—	—	—
	全人口に対する処理人口の割合 (%)	643	732	923	963	999

なお、市町村が行う一般廃棄物の処理区域は、昭和46年9月24日から施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)によって従来の特別清掃地域の制度が廃止され、原則として市町村長が指定する一部の区域(50戸以下集落の町または字の区域)を除いて全地域が対象となった。

(1) し尿処理

し尿は、便所の水洗化によってこれを公共下水道終末処理場で処理することが望ましいが公共下水道の整備がおくれまた困難な地域では、共同浄化槽あるいは、し尿浄化槽の設置とあまってし尿処理施設の整備が必要である。し尿処理の処分状況は表43 し尿処理施設の整備状況は表44のとおりである。

表43 し尿の処分状況 (44～48年度厚生省調)

区 分	44年度		45年度		46年度		47年度		48年度		
	kl/年	%	kl/年	%	kl/年	%	kl/年	%	kl/年	%	
尿	し尿処理施設	112365	907	125282	912	135550	920	152802	942	144005	872
	農村還元	818	07	18	—	545	04	480	03	2459	15
	その他	10659	86	12041	88	11182	76	8898	55	18658	113
	計	123842	100	137341	100	147277	100	162180	100	165122	100
自家処理	34509	218	42324	236	105168	417	98183	377	102105	226	

表44 し尿処理施設整備状況

施行年度	市町村名又は組合名	総人口 (S48・10)	処理人口 (12ℓ/人)	規模 kl/日	備 考	
36～38	鳥取市	(117280)	—	73	下水道終末処理場	
45～46	鳥取市外14か町村衛生施設組合	228470	160800	120	鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡全町村	
37～38	米子市外10か町村衛生施設組合	—	—	56	米子市、西伯郡8か町村、溝口町	
40～41	〃	〃	—	80		
47～48	〃	〃	169420	166600	120	
38～39 45～46	中部市町村共同施設管理組合	117820	100000	120	倉吉市、東伯郡全町村	
37～38	境港市	35150	30000	36		
39・46	日野・江府・日南町衛生施設組合	21850	11700	14	日野町、江府町、日南町	
	計	572710	469100	619		

(2) ごみ処理

日常生活から排出されるごみの量は年々増加するとともに、その質も多様化している。ごみは市町村が定める一定の計画によって収集、処分されているが、不燃物は埋立てにより、可燃物は焼却によって減量化、安定化し、環境汚染の防止に努めている。ごみの処分状況は、表45 ごみ処理施設整備状況は表46のとおりである。

表45 ごみの処分状況

区 分	44年度		45年度		46年度		47年度		48年度	
	t/年	%	t/年	%	t/年	%	t/年	%	t/年	%
ごみ処理施設	51351	585	54728	537	64926	528	69359	498	68160	531
高速堆肥化施設	14380	164	12540	123	15000	122	16530	119	17440	136
埋 立	16734	191	27940	274	38746	315	50223	361	40607	316
農 村 堆 肥	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飼 料	5	—	6	—	6	—	4	—	—	—
そ の 他	5235	60	6726	66	4241	35	3076	22	2235	17
計	87711	100	101940	100	122919	100	139192	100	128442	100
自家処理	26803	234	14374	124	57925	162	57948	149	43560	253

表46 ごみ処理施設整備状況

○ 可燃物処理場

施行年度	市町村名又は組合名	総人口 (S48)	処理人口 (996g入)	現在の処理量 トン/日	備 考
39	鳥 取 市	117280	256000	50	コンポスト
43	〃	—	—	25	
47~49	〃	—	—	(180)	
39	米 子 市	114590	80300	20	倉吉市、東伯郡全町村
45~46	〃	—	—	60	
43	中部市町村共同施設管理組合	117820	96400	36	
48~49		—	—	(50)	

施行 年度	市町村名又は組合名	総人口 (S48)	処理人口 (996g入)	現在の 処理量 トン/日	備 考
41	東 伯 町	—	—	5	
44	赤 碕 町	—	—	5	
40~41	境 港 市	35150	50200	30	
47	シ	—	—	20	
46	国 府 町	8550	6000	6	
44	岩 美 町	16250	6000	6	
42	郡 家 町	9650	5000	5	
43	智 頭 町	11910	8900	8	
40	若 桜 町	7150	5000	5	
45	河 原 町	9470	5000	5	
47	気高郡衛生施設組合	24290	20,100	20	気高町、鹿野町、青谷町
38	大 山 町	7740	3000	3	
43	淀 江 町	7890	5000	5	
43	名 和 町	8450	3000	3	
43	日 吉 津 村	2300	3000	3	
46	西伯町外2か町清掃施設 管理組合	16160	7000	7	西伯町、会見町、岸本町
44	日 野 町	6460	3000	3	
44	江 府 町	5210	2000	2	
44	溝 口 町	6230	2000	2	
47	佐治、用瀬ごみ処理施設 組合	8900	6000	6	佐治村、用瀬町
47	日 南 町	10180	7000	7	
48	中 山 町	6070	5000	5	
計		557700	584000	352	(未完成施設 230)

○ 不燃物処理場

46	東部広域行政管理組合	150t/5時間	-	破碎設備	鳥取市、岩美郡、八頭郡 (河原町を除く)、気高郡全町村
46	中部市町村共同施設管理組合	50t/8時間		圧縮設備	倉吉市、東伯郡全町村
47	西部広域行政管理組合	60t/5時間		圧縮設備	米子市、境港市、西伯郡、 日野郡全町村

表 4 7 し尿 ごみ収集(直営 委託 許可)手数料

(49 3・31現在)

保健 所名	区 分 市町村名	し 尿				ご み			
		直営	委託	許可	手 数 料	直営	委託	許可	手 数 料
鳥 取	鳥取市		1		77円/入	○			無
	国府町			1	450円/180ℓ		1		100円/月
	岩美町			3	350 //		1		無
	福部村			1	350 //			1	無
									//
郡	郡家町		1		400 //		1		60円/月以上
	船岡町		1		460 //		1		無
	河原町			1	460 //	○			80円/月以上
	八東町				400 //	○	1		100円/月
	若桜町			1	460 //			1	50~100円/月
	用瀬町			1	460 //				30円/袋
	家	佐治村				450 //		1	無
	智頭町			1	460 //		1	50円/月以上	
浜 村	気高町			1	460 //		1		100~200円/月
	鹿野町			1	460 //		1		無
	青谷町			1	460 //			1	200円/月

保健 所名	区分 市町村名	し 尿				ご み			
		直営	委託	許可	手数料	直営	委託	許可	手数料
倉	倉吉市	○	2		460円/180ℓ	○			無
	羽合町				460 //		1		無
	泊村			1	600 //		1		無
	東郷町			1	460 //	○	1		無
	三朝町			1	460 //	○	1		直営地区100円/月 委託地区5円/袋
	関金町			1	460 //		1		40円/月
	北条町			1	460 //		1		無
	大栄町			3	460 //		1		無
	東伯町			1	600 //		2		100円/月
	赤碕町			1	460 //	○	1		50円/月
米	米子市	○		7	460 //	○			無
	境港市	○	1	2	460 //	○			無
	西伯町			1	460 //		1		無
	会見町			1	460 //		1		30円/袋
	岸本町			1	460 //	○	1		20~30円/袋
	日吉津村			1	460 //	○			無
	淀江町			1	420 //	○			無
	大山町			1	460 //	○	1		10~20円/袋
	名和町			1	460 //	○	1		60~100円/月
中山町			1	460 //				無	
根 雨	日野町		1		460 //				50円/月
	日南町		1		460 //				45円/袋
	江府町		1		460 //	○	1		100~200円/月
	溝口町			1	460 //	○			120円/月
						1			
					備考	直営欄の○印は、市町村がし尿・ごみ収集を直営で実施しているものである。			

第2節 産業廃棄物

近年我国經濟の高度成長と産業活動の拡大に伴い事業活動によって排出される廃棄物は累増の一途を辿っているが、一方これらの受け入れに必要な自然環境容量は減少傾向にあり、恒久的対策なくしては将来我々の生活圏の縮小を来す恐れがある。

このような現状から産業廃棄物の適正な処理体制を確立し、自然環境保全に資するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条に基づく産業廃棄物処理計画の策定が必要である。

県では昭和47年12月25日鳥取県公害対策審議会に産業廃棄物に関する処理計画の策定について諮問したが、昭和49年12月25日審議会の答申を得たので早急に計画の具体化を図ることとしている。

○処理計画の基本構想

(1) 基本的認識

ア 石油をはじめ今日の世界的な資源危機は、廃棄物が資源として見直される時代を迎えているので、従来の焼却、埋立を中心とした処理の考え方から廃棄物の相互利用、再生利用、有効利用、余熱利用等資源化を図るなどの方向転換を図り廃棄物の発生抑制につとめる。

イ すでに県内においては、一部再生業者によって廃棄物の有効利用が行われている。即ち、廃油、廃プラスチックの回収、動物性残さいの飼肥料化、古タイヤの軌道緩衝材としての利用がなされており、また、鶏ふん等から土壌改良剤等の製造も行われている。

現在、有効利用されているものは廃棄物のうち一部にすぎないが、将来は中間処理をした廃棄物の有効利用方法等についても十分検討の余地が残されている。

今後これらの再生処理、中間処理事業を産業廃棄物排出者責任による処理事業の一つの柱として計画策定の中で効率的に組合せ、事業の分担活用を図る。

ウ 処理施設の設置に当たっては、事業者、関係団体、地方公共団体等による協議会を設置し、事業実施主体の決定及び経費の負担方法等設置運営に関する基本的事項を定める。

エ 現在民間企業による最終処分地の確保が非常に困難となっており、更に事業者自らの責任において実施させることは、環境汚染の恐れもあり、現実に河川等への不法投棄が後をたたない。

したがって、最終処分地（埋立地）の確保が急がれるところであり、当面広域的、かつ規模の大きい埋立地の確保とその運営方法を検討し、これによって産業廃棄物の総合処理体系を確立する必要がある。

(2) 事業者の責務と地方公共団体の役割

ア 事業者の責務

法第3条第1項は、事業活動に伴って生じた廃棄物はすべて事業者の責任において処理すべき旨を明示している。

したがって、事業者の自家処理、共同処理を原則とする。ただし、広域的に処理することが適当である場合、事業者関係団体は市町村、県の指導を得て処理することが望ましい。

イ 市町村の役割

法第10条第2項は、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物、その他市町村が処理することが必要と認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる旨を規定している。

したがって市町村では、一般廃棄物と併せて処理することが合理的であると認める産業廃棄物、及び処理を必要と認める産業廃棄物については、処理能力に応じて処理することが望ましい。

なお、事業者関係団体が広域処理を行う場合には積極的に協力するものとする。

ウ 県の役割

法第10条第3項は主として広域的に処理することが適当であると認める産業廃棄物の処理を事務として行うことができる旨規定している。

したがって、当面広域処理を必要とする産業廃棄物処理施設の整備、最終処分地の確保、並びに財源確保等について、積極的に関与し、かつ、事業者及び市町村の実施する廃棄物処理事業の指導援助を行うよう努めるものとする。

産業廃棄物の種類

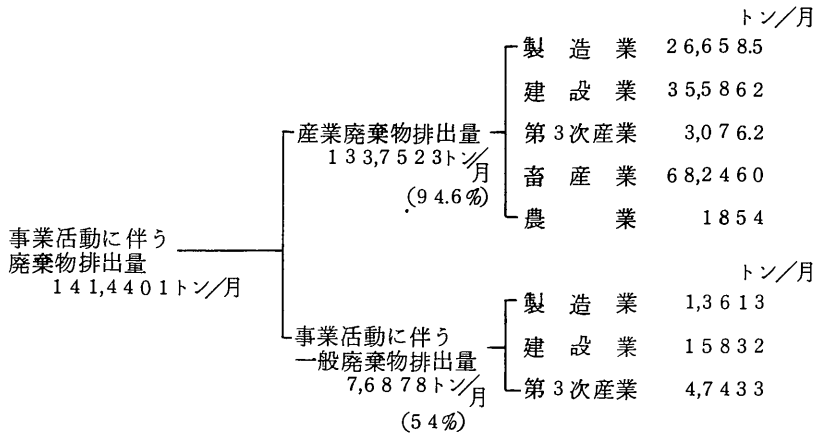
産業廃棄物は、法第2条第3項によって事業活動に伴って排出される廃棄物

のうち次のものが定議されている。

- ① 燃えがら ② 汚でい ③ 廃油 ④ 廃酸
- ⑤ 廃アルカリ ⑥ 廃プラスチック
- ⑦ 紙くず [パルプ又は、紙加工品製造業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る） 出版業（印刷出版を行うものに限る）製本業及び印刷加工業に係るものに限る。]
- ⑧ 木くず [木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るものに限る。]
- ⑨ 繊維工業〔衣服その他繊維製品製造業を除く〕に係るものに限る。]
- ⑩ 動植物の固形状の不要物（食料品、医薬品、香料製造業で原料として使用したものに限る。
- ⑪ ゴムくず ⑫ 金属くず ⑬ ガラスくず、陶磁器くず
- ⑭ 鋳さい
- ⑮ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- ⑯ 動物のふん尿 ⑰ 動物の死体
- ⑱ ばい煙発生施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
- ⑲ 燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は⑦～⑱に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

○ 総排出量

県内各事業所から排出される産業廃棄物は、各廃棄物の種類別原単位及び県統計資料から推計すると、現在141,440トン/月排出されているが、昭和54年には179,055トン/月に達するものと推定される。



産業廃棄物の排出量は133,752.3トン/月と推計されるが、市町村の清掃事業の対象となる県内の一般廃棄物（生活活動に伴う廃棄物）の量16,428.トン/月の約81倍に当たる。

○種類別排出量

産業廃棄物は、19種類が定義されているが、本県の場合、通常の焼却炉によって焼却可能なものが6,545.4トン/月（4.9%）焼却可能であるか、大気汚染悪臭など二次公害の恐れがあり、焼却に当たって特殊な設備装置を必要とするものが73,443.3トン/月（54.9%）が排出される。

泥状または液状で不燃性のもは13,042.1トン/月（9.8%）であり、そのうち中和沈殿処理を必要とする廃酸・廃アルカリ2,892.5トン/月（2.1%）、埋立に当たっては脱水・固型化等の前処理を必要とする廃化学物質、汚でい10,149.4トン/月（7.7%）が排出される。

焼却不可能なものが4,072.15トン/月（3.04%）で、そのうち再生利用可能な金属くず・ガスをくず（製造業のみ）1,115.0トン/月（0.8%）そのまま埋立処分が可能な燃えがら類・土砂類・がれき類等（第3次産業を除く）38,487.5トン/月（28.8%）が排出される。

排出量の多い産業廃棄物は、畜産廃棄物68,246トン/月（5.1%）固体状の不燃物40,721.5トン/月（30.4%）セル―ーズ系廃棄物6,545.4トン/月（4.9%）の順である。

排出量としては少ないが環境汚染の大きな原因となる廃プラスチック

314.5トン/月廃油2306トン/月及び有害物質を含む恐れのある汚でい
849トン/月が排出される。

表48 種類別推計排出量

単位トン/月

種 類 別		廃棄物量	左のうち産発・一廃の別		
			産業廃棄物量	%	一般廃棄物量
問題なく 燃やせるもの	紙 類	14,151.0	6,545.4	4.9	7,605.6
	木 類				
	織 維 類				
	わ ら 類				
	その他問題なく 燃やせるもの。				
小 計	14,151.0	6,545.4	4.9	7,605.6	
燃やせるが煙等 問題があるもの	油 類	52,795	5,197.3	3.9	82.2
	炭 か す 類				
	合成高分子系くず類				
	天然コムくず				
	その他燃やせるが煙 等に問題のあるもの				
	畜産廃棄物				
小 計	73,525.5	73,443.3	54.9	82.2	
泥状 液状 の不燃物	廃 酸	2,589.8	2,589.8	1.9	
	廃 アル カ リ	302.7	302.7	0.2	
	その他廃化学物質	5,544.8	5,544.8	4.2	
	カーバイトかす	0.2	0.2	0.0	
	汚 で い	4,604.6	4,604.6	3.5	
	小 計	13,042.1	13,042.1	9.8	
固体状の不燃物	湿式集じん法に よる回収物	40,721.5	40,721.5	30.4	
	金 属 く ず				
	カ フ ス く ず				
	灰 か すダスト類				
	その他固体状不 燃物				
小 計	40,721.5	40,721.5	30.4		
合 計		141,440.1	133,752.3	100	7,687.8
		産発・一廃の比(%)		94.6	5.4

第7章 中小企業者に対する融資

(1) 鳥取県の公害防止施設に対する融資

県では、企業が公害防止施設を設置する場合は、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和46年度から、公害防止施設整備に対する融資を行っている。

鳥取県の公害防止資金融資制度

対象企業	中小企業者または事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
融資限度額	1,500万円以内
償還方法	1年据置 5年償還
融資利率	年6.5% (保証付の場合年6.2%)
取扱金融機関	商工組合中央金庫鳥取支店

昭和46年度以降の融資実績は、表49のとおりである。

表49 中小企業公害防止資金融資実績

年 度	融 資 わ く	貸 付 額
46	5,000万円	5,005万円
47	14,000	3,985
48	17,000	6,798

昭和48年度の融資実績を融資対象施設別で見ると、表のとおり汚水処理施設が大部分を占めている。

また、融資金額別では、表のとおり10件のうち500万円までが6件、500万円以上1,000万円までが1件、1,000万円以上1,500万円までが3件となっている。

表50 中小企業公害防止資金の
施設別融資実績（昭和48年度）

対象施設	件数	融資金額
ばいじん防除施設	3	1,340 ^{万円}
汚水処理施設	7	5,458
計	10	6,798

表51 中小企業公害防止資金の
1件当融資金額

融資金額	件数
100万円以上500万円まで	6
500万円以上1,000万円まで	1
1,000万円以上1,500万円まで	3
計	10

(2) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による融資

表52 中小企業金融公庫、国民金融公庫による融資実績

年度 区分 制度	46			47			48		
	企業数	件数	金額	企業数	件数	金額	企業数	件数	金額
中小企業金融公庫	2	2	5,000 ^{万円}	8	8	11,250 ^{万円}	4	4	7,800 ^{万円}
国民金融公庫	3	3	600	8	8	2,120	5	5	1,880

表53 中小企業金融公庫、国民金融公庫の施設別融資実績

国民金融公庫（昭和48年度）

対象施設	件数	融資金額
ばいじん防除施設	1	95 ^{万円}
汚水処理施設	3	1,710
騒音防止施設	1	75
計	5	1,880

中小企業金融公庫（昭和48年度）

対象施設	施設	融資金額
汚水処理施設	3	6,800 ^{万円}
悪臭処理施設	1	1,000
計	4	7,800

(3) 中小企業設備近代化資金（無利子）

貸付実績

昭和46年度 1件 350万円（排水処理施設）
 昭和47年度 9件 2,023万円（排水処理施設8、騒音防止施設1）
 昭和48年度 1件 222万円（排水処理施設）

第8章 公害紛争処理、公害苦情等

第1節 公害紛争処理制度

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、裁判等によってはなかなか迅速な解決を期待することができない実情にある。

このため訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に、昭和45年に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と、紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13人を置き、公害紛争事件が申請された場合、知事が、候補者の中から3人の委員を選任し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

1 調停申請を処理した事例

事 件 名 鳥取県鳥取市におけるポーノク場騒音による生活環境被害に係る差止及び損害賠償請求調停事件（昭和48年（調）第1号事件～第4号事件）

- | | |
|------------|--|
| 1 紛争処理機関名 | 鳥取県（公害審査委員候補者名簿方式） |
| 2 申請年月日 | 昭和48年2月15日 |
| 3 申請受理年月日 | 昭和48年2月20日 |
| 4 申請人 | 鳥取市吉方温泉 山根和子、松本信雄
両名代理人 君野駿平、松本光寿 |
| 5 参加申立人 | 鳥取市吉方温泉 岸本千歳、植木しほ子
両名代理人 松本光寿
// 坂尾英之、大下昌徳 |
| 6 紛争の相手方 | 鳥取市吉方温泉1丁目561
株式会社 日本海ノリチフント
代表取締役 吉岡利国 |
| 7 被害の生じた場所 | 鳥取市吉方温泉一丁目一帯 |

8 調停を求める事項及びその理由

(1) 事項

(ア) ボーリング場から発生する騒音を被害場所において深夜（午後10時～午前6時）45ホン以下にするため同事業所に適切な防音装置の設置

(イ) 防音装置を設置するまでの間ボーリング場の営業の停止

(ウ) 昭和47年12月24日から防音装置が設置されるまでの間、申請人（参加申立人を含む。）に対する補償要求

(2) 理由

(ア) ボーリング場の騒音のため、同ボーリング場の真裏に位置する申請人及び参加申立人経営の旅館が営業しうる環境を失い宿泊客が減少している。

(イ) ボーリング場の騒音のため、参加申立人及びその家族が夜ねつかれず自律神経障害を起している。

9 調停委員の氏名

山榊 博（弁護士）

山下 宗（産業）

指名年月日
昭和48年2月20日

長尾 政夫（人権擁護委員）

10 調停委員会開催の経過

昭和48	2	24	第1回調停委員会	当事者から事情聴取
昭和48	3	7	第2回	現地調査 当事者から事情聴取
			48.3.16	現地調査（夜間）
昭和48	3	24	第3回	当事者から事情聴取
昭和48	4	21	第4回	“ “ 参加申立者を当事者に加えることについて許可認定
昭和48	6	16	第5回	当事者から事情聴取
昭和48	7	7	第6回	“ “
昭和48	8	28	第7回	“ “ 調停打ち切り

11 調停委員会の決定

調停委員会は、この事件を解決するため、7回（現地調査を含め）にわたって調停のための委員会を開催し、解決に努めたが、当事者間に妥協点を見出すことができず、調停が成立する見込みがないと認めたので、調停

を打ち切った。

(参 考)

◎会社（日本海ノッチャント）が実施した防音工事と測定結果

第1期騒音防止工事（厚さ15cmのブロックを機械室裏側に積上）

（工事期間）4817～4820

（測定値）PM：1000以降52～55ホン

第2期騒音防止工事（機械室裏側に特殊スチール製サッシ扉とりつけ）

（工事期間）48223～4833

（測定値）PM：1000以降49～55ホン

第3期騒音防止工事（機械室裏側に厚さ25mmウレタノフォームはりつけ、1階非常扉外部に石綿板はりつけ）

（工事期間）48525～4865

（測定値）PM 1000以降53～58ホン

（冷房機騒音含む。）

50～52ホン

（冷房機なし）

第4期騒音防止工事（冷房機械室内部に3cm～5cmのモルタルはりつけ）

（工事期間）48826～4892

（測定値）PM：1000以降52～53ホン

（冷房機騒音含む）

◎ボーリング場所在地域の深夜（午後10時～翌朝6時）騒音の規制基準は50ホン（鳥取県公害防止条例）

◎鳥取市のとった措置

鳥取市は、過去において、ボーリング場から発生する騒音の防止について再三にわたり指導してきたが、騒音防止について48年8月27日付で、日本海ノッチャントに対し改善の勧告を行った。

第2節 公害苦情受理、処理状況

(1) 公害苦情受理状況（県、市町村受理分）

昭和48年度における本県の公害苦情の受理状況は、総数で422件（新規受理分330件、前年度からの未解決による繰越分92件）で、昭和47年度の総数390件（新規受理分287件、前年度からの未解決による繰越分103件）に比べて32件（新規分43件増加、繰越分11件減少）の増加となっている。

表54 年度別公害苦情受理状況（新規受理）

	大汚 染	気 染	水 汚 濁	質 汚 濁	騒音	振動	悪臭	土 汚 染	壊 染	その他	計
昭和44年度	4件		26件		21件	3件	48件		件	7件	109件
昭和45年度	19		73		30	2	69	4		25	222
昭和46年度	37		96		49	3	83	1		19	288
昭和47年度	32		92		40	—	82	1		40	287
昭和48年度	22		107		48	4	109	3		37	330

公害の種類別苦情は、昭和48年度新規受理件数中では悪臭が最も多く109件（全体の33%）、続いて水質汚濁107件（32%） 騒音、振動52件（16%）、その他37件（11%） 大気汚染22件（7%） 土じょう汚染3件（1%）の順となっている。

(2) 公害苦情の処理状況

昭和48年度における公害苦情件数422件のうち、解決したものの310件で解決率73.5%、昭和47年度における解決率76.4%に比べてやや下回っている。

昭和48年度において未解決のため、昭和49年度に繰越された苦情件数は112件です。

県、市町村別公害苦情受理処理件数の状況は別表のとおりである。

表 5 5 4 8年度公害苦情受理処理件数 (県、市町村別)

区 分	受 理 件 数			処 理 件 数		
	計	新規受理	繰 越	計	解 決	繰 越
県(環境保全課、保健所)	78	67	11	78	53	25
鳥 取 市	101	93	8	101	99	2
米 子 市	45	31	14	45	29	16
倉 吉 市	19	6	13	19	9	10
境 港 市	16	9	7	16	16	
国 府 町	5	5		5	5	
岩 美 町	3	2	1	3		3
郡 家 町	6	1	5	6		6
船 岡 町	2		2	2	1	1
河 原 町	2		2	2	2	
八 東 町	3	3		3	1	2
若 桜 町	7	6	1	7	7	
用 瀬 町	4	4		4	4	
智 頭 町	6	2	4	6	1	5
気 高 町	3	1	2	3	2	1
鹿 野 町	1	1		1	1	
青 谷 町	15	7	8	15	5	10
羽 合 町	2	1	1	2	1	1
泊 村	11	10	1	11	8	3
東 郷 町	3	3		3	2	1
三 朝 町	1		1	1		1
関 金 町	6	6		6	3	3
北 条 町	2	1	1	2		2
大 栄 町	3	3		3	3	
東 伯 町	17	13	4	17	12	5
赤 碓 町	9	9		9	3	6
西 伯 町	4	2	2	4	3	1
日 吉 津 村	5	5		5	3	2
淀 江 町	3	3		3	3	
大 山 町	5	5		5	3	2
名 和 町	25	23	2	25	23	2
中 山 町	4	3	1	4	4	
日 野 町	2	1	1	2		2
江 府 町	1	1		1	1	
溝 口 町	3	3		3	3	
市 町 村 計	344	263	81	344	257	87
合 計	422	330	92	422	310	112

表 5 6 4 8 年度公害苦情（新規受理分）種類別件数

区分	合計	計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計	産業廃棄物	一般廃棄物	その他																						
														県(環境、保健所)	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	岩美町	郡家町	船岡町	河原町	八東町	若桜町	用瀬町	智頭町	気高町	鹿野町	青谷町	羽合町	泊東村	東郷町	関金町	北条町
県(環境、保健所)	67	63	5	16		7	1		34	4		1	3																						
鳥取市	93	84	13	26		16	1		28	9	3		6																						
米子市	31	23	1	4		11			7	8	1	1	6																						
倉吉市	6	6	2	1		3																													
境港市	9	9		5		2			2																										
国府町	5	3		2	1					2	1	1																							
岩美町	2	2				1			1																										
郡家町	1	1							1																										
船岡町																																			
河原町																																			
八東町	3	3		1					2																										
若桜町	6	6		3		1			2																										
用瀬町	4	2							2	2	2																								
智頭町	2	2		1		1																													
気高町	1	1		1																															
鹿野町	1	1		1																															
青谷町	7	4		2		1	1			3			3																						
羽合町	1	1							1																										
泊東村	10	10		7					3																										
東郷町	3	3				1	1		1																										
関金町	6	6		4					2																										
北条町	1	1			1																														
大栄町	3	2		1	1					1	1																								
東伯町	13	11		9					2	2		2																							
赤碕町	9	9		9																															
西伯町	2	1							1	1			1																						
日吉津村	5	5	1	1					3																										
淀江町	3	3		1					2																										
大山町	5	5		2		1			2																										
名和町	23	18		5					13	5	3	2																							
中山町	3	3		3																															
日野町	1	1				1																													
江府町	1	1		1																															
溝口町	3	3		1		2																													
市町村計	263	230	17	91	3	41	3		75	33	11	6	16																						
合計	330	293	22	107	3	48	4		109	37	11	7	19																						

第 3 節 企業の公害防止管理者等の設置

公害防止管理者等の設置

昭和 4 6 年 6 月制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん）ごとに公害防止管理者を選任することを義務づけられ、このほか公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。

本県において、公害防止管理者等を選任しなければならない工場数は 3 2 工場である。

表 5 7 公害防止管理者等の設置が義務づけられている工場

業 種 名	工 場 数	大気関係公害防止管理者				水質関係公害防止管理者				騒音 防止 関係 公害 管理者	粉じん 関係 公害 管理者	主任 公害 防止 管理者
		第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種			
⑮ 食料品製造業	2				2							
⑲ たばこ製造業	2				2							
㉒ 木材、木製品製造業	3				3							
㉔ パルプ、紙、紙工品製造業	3			(1)	(1)			1	2			(1)
㉑ 鉄鋼業	2			2								
㉓ 金属製品製造業	6						5			1		
㉕ 一般機械器具製造業	1				1							
㉖ 電気機械器具製造業	2				(1)		2					
㉗ 窯業、土石製品製造業	9											9
㉘ 石油、石炭製品製造業	2				2							
計	32			(1) 2	(2) 10		7	1	2	1	9	(1)

(注) 業種名は、日本産業分類によるものである。

() 書は内書である。